

## 中退共へ加入している中小企業者の皆さまへ

### 令和6年度府中市中小企業退職金共済掛金補助金のご案内

市では、中小企業の従業員定着と経営安定を目的に、次のとおり補助金を交付します。

#### 1 補助額

- ①従業員1人当たり月額480円以下（全体の申請数に応じ減額の場合があります）。  
ただし、加入した日の属する月から10年を超えない期間に限ります。  
令和6年度中に10年を超える従業員については裏面をご確認ください。
- ②年間補助上限額は、1事業所当たり10万円です。

#### 2 補助要件

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。  
※法人は原則、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれか。  
※**補助対象外**：NPO法人、医療法人、社団法人、財団法人、宗教法人、組合等
- ②市内に主たる事業所を有し、かつ、市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいること。
- ③令和7年3月31日において、中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を締結していること（むさし府中商工会議所の特定退職金共済の重複契約者は除く）。
- ④市税を完納していること。

#### 3 補助対象期間

令和6年4月分から令和7年3月分まで

#### 4 必要書類等

- ①指定書式（申込書・補助対象者内訳書・請求書兼支払金口座振替依頼書）  
市ホームページでダウンロードまたは産業振興課窓口でも配布します。  
申込書の住所は法人の場合は本店登記地（本店が市外の場合は市内事業所住所）、  
個人事業主の場合は代表者の自宅住所を記載してください。
- ②掛金の納付確認書類（4～3月の支払いが分かる資料（通帳など）、対象従業員全員分）  
翌月振替の場合、3月分の確認書類は後日FAX等で追加提出してください。  
※必要に応じて、「掛金等の振替請求のお知らせ（はがき）」、「退職金支払通知書」、「退職金共済手帳」など契約状況が分かる書類を確認させていただく場合がございます。

#### 5 申込期間

令和7年3月19日（水）から令和7年4月4日（金）まで

※郵送の場合は期間内に必着、期間外の申請は受け付けられません。

#### 6 申込み・問合せ先

〒183-8703 府中市宮西町2-24（3階） 産業振興課商工係  
電話：042-335-4142 FAX：042-360-9370

## 補助対象期間について（参考）

補助対象は、加入した日が属する月から起算して10年以内の従業員です。そのため、平成26年4月以前に加入した従業員は補助対象外です。また、補助対象期間中に加入から10年を超える従業員については、次の期間が対象です。

従業員の加入月	補助対象月	
平成26年4月以前	補助対象外	
平成26年5月	令和6年4月分のみ	
平成26年6月	令和6年4月分から	令和6年5月分まで
平成26年7月		令和6年6月分まで
平成26年8月		令和6年7月分まで
平成26年9月		令和6年8月分まで
平成26年10月		令和6年9月分まで
平成26年11月		令和6年10月分まで
平成26年12月		令和6年11月分まで
平成27年1月		令和6年12月分まで
平成27年2月		令和7年1月分まで
平成27年3月		令和7年2月分まで
平成27年4月以降		令和7年3月分まで